

川西市職員の懲戒処分等について

令和7年3月14日に発令した地方公務員法上の懲戒処分等について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 事案の概要

懲戒処分の対象となった職員は、令和6年10月22日(火)午後10時30分頃、同人の妻他1名を乗せ普通乗用車を運転していたところ、大阪市中央区内の道路を北から南へ向かい直進するに当たり、スマートフォンの画面に脇見し、前方左右を注視せず、進路前方の交差点出口に分離帯等が設けられていることに気付かないまま進行した過失により、同分離帯等に自車前部を衝突させて自車を横転させ、よって同人の妻に加療約3箇月間を要する左脛骨骨幹部骨折の傷害を負わせた。

本件行為により、同年12月20日に、過失運転致傷の罪(自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第5条)で起訴され、同月23日に、「罰金50万円に処する。」とする略式命令を受けた。また、道路交通法第103条第1項第5号を根拠法条とする安全運転義務違反(前方不注視)を理由として、1年間の運転免許取消の行政処分を受けた。

2. 懲戒処分対象職員及び処分内容

所属	職名	年齢	処分日	処分内容
美化衛生部	一般職員	60歳代	R7.3.14	戒告

【問い合わせ先】
総務部職員課
電話 072-740-1142